

ニューズレター 自治基本条例市民会議

No. 6 / 7 (合併号) 2007 (平成 19) 年 9 月発行

目次

「課題の分析」から 「問題解決策」の段階へ……	1 ~ 5 頁
「市民対話活動」 が本格化しています……	5 ~ 9 頁
市民の皆さんからの投稿……	9 ~ 10 頁
市民会議からのお知らせ……	10 頁

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニューズレター」第6・7合併号です。この「ニューズレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、多くの鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行しています。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。

「課題の分析」から 「問題解消策」の段階へ

市民会議は、条例化へのステップを「課題の分析」「問題解消策」「条例化」と想定しました。まず、市民の思いと行政の対応の食い違いが何処に見られるか、それは何故かを、十数人ずつ6つのグループに別れて、昨年から今年の2月まで話し合い、重複を除いても数百件の問題提起がありました。

その意見を集約すると、市政を形づくる3つの要素、「市民」、「行政」、「議会」と「この条例の位置づけと鎌倉市が目指すもの」の4つに分類できます。

一端を紹介すると、「市民と市政」では、「市民の声が市政に届かない」、「聞いてくれない」など、行政に対する不満が多く出ています。一方、市民の側にも市政に関心を持つのは、「選挙の時のみ」という反省の声もありました。

「地域コミュニティ」について熱心に議論がされました。「身近な自治会、町内会、市民団体の活用を条例に」という意見です。

「行政」については、「ふれあいトークや市長への手紙」という制度はあるが、「本当に意見が生かされているのか」という疑問の声もありました。

「議会」については、「市民にとって議会は遠い存在」というのが大方の市民の実感です。

「自治基本条例の位置づけと鎌倉市がめざすもの」では、深い議論がなされました。「市政運営や個別条例の掘りどころとなる最高規範」、「創るからには実践的で実効性あるもの」、「鎌倉らしさの核は、歴史、伝統、文化、そしてみどり」、「人に優しいまち」などの意見です。

これらの数多くの意見を踏まえ、鎌倉市政のすすめかたをどのように変えていったら、そうした問題が解消していくのか、話題を市民、議会、市役所、コミュニティなどに絞って、いま「問題解消策」の議論に入っているところです。

議論は、小グループに分かれ意見を出し合い、そして、全体としてまとめあげるという作業です。その策定作業部会の活動の概要を次に報告します。



市政の最高規範としての 条例を市民の手で

第1グループ 柳下 実

第1グループでは、まず自治基本条例にもりこまれる内容について、自由な討論から議論が始まりました。

しかし、何しろほとんどの方が初対面ですし、それぞれの考え方や歩んできた道もさまざまですから、まずはお互いを尊重し、理解すること、他の人の意見に耳を傾ける

条例化への もう一つの問題

編集部

「自治基本条例」がめざす市民参画、つまり市政の方針に市民の意見を反映させることには、もうひとつの問題があります。それは、多種多様な市民の考えを、合理的に施策に反映させるメカニズム(仕組み)も、市民が提案しなければならないということです。

市役所のあり方は「地方自治法」その他が決めていて、全体が唯一の公選職である自治体の長(よく首長と呼ばれます)を補佐する形になっています。議会は全員が公選職ですが、「地方自治法」によるその仕事は、首長の重要な決定を監視することが大部分です。いま議会でも、もっと市政に関与できるために、「議会条令」が必要ではないかという議論が出ているようです。

市民については「地方自治法」はほとんど何も決めていません。積極的に市民が市政にかかわるとは、最近まで思われてこなかったのです。ですから、市民から幾つもの代案があるときにどれを「市民の案」として採用するのか、賛否が対立したときに、それは諦めるのか妥協が良いのかなど、様々なケースを、市民会議の議論をテストケースに、ルール化することも、「問題解消策」が取り組む大きな課題と考えることが出来ます。

度量をもつことが求められました。

最初はそれぞれが「地方自治、市民自治の何たるか」を議論しましたが、みなさんが市民としての実生活の体験から考えていることをリアルに且つ情熱的に語りました。

次からは全体会で示された論点を中心に議論を交わしました。最初に市民とは、住民とは、の議論から始まりました。市民とは住民よりもより広い概念ではないかとか、市民の中には鎌倉市への通勤者、通学者、更には住んではいないが土地、家屋の所有者や事業者も考えては？外国人はどうする？など活発な議論が夜遅くまで続けられました。また、市民の権利と責務、行政のあり方、説明責任、情報公開の時期、行政はもとより市民を含めた政策形成能力の涵養、観光税的な財源確保などについても議論が展開されました。

しかし、なお、行政計画や政策形成およびその具体化や、執行、行政評価などへの市民参加・参画、市民と市長、市職員、市議会との関係、審議会の位置づけと市民参加など、まだまだ多くの議論すべき課題が残されており、引き続き精力的な取り組みが第2期の後期日程として進められる予定です。

いずれにしても、市政の最高規範として鎌倉市自治基本条例が、世界平和都市宣言や鎌倉市民憲章を生んだ鎌倉市民の手によって創られ、全国の先駆になるべく、さらなる努力が積み重ねられようとしています。

熱意充実のグループ討議

第2グループ 郡司春乃

「ひとり2分から3分以内に論点を要領よくまとめて発言し、みんなの発言を最低2回以上は保障しよう」が私たちの申し合わせでした。ぱっちりでした。「ひとりで発言時間を独占しない」は最後まで守られ、一人が数回ずつ発言できる充実した会議となりました。

全体会で承認された「第2期の前期の論点」を満遍なく、実質3回の濃密な論議の末、精力的に論点の全16項目を議論し終わ

ったのも第2グループの特徴です。

グループ員9人の特性を生かし、自治基本条例論点についてより詳しく論じられる方は、論点のまとめた議論を提案し、それに皆さんからの質問や体験上の具体的事実で論証がされたこともありました。1回議論が始まると時間を忘れるほどの伯仲、その全論点16項目第2グループのまとめ6頁を全員が読んで意見を出し1項目ずつ確定していきました。

単に感想を述べ合うだけでは条例に近く議論は不可能です。そこで誰でも必要な資料を持ち込み共有することにしたので、全員に配布された資料は17種類に及びました。

また全員が進行状況、論点の内容、情報全てを共有するためグループ内連絡紙を9回発信したことで、不都合で欠席した方もすべてを把握して次回出席できました。

後期の「行政」「議会」「コミュニティ」



全体会 (7月25日、福祉センター)

関連は深く掘り下げることを後期に回し、前期は、「条例の目的と位置づけ、最高規範性」「市民自治の確立の理念と手法」「用語の定義」に集中し議論を深めました。「鎌倉市民憲章」を具体化する意気ごみは高く、市政の政策策定のはじめから市民が加わるための情報公開のあり方、市民の立案内容の取り入れ方、実行段階、検証、評価に到る市民の関わり、そのルール化のために求められる高い自治意識を感じるものでした。それに必要な「市民」をはじめとする定義の基本的考え方も日本国憲法、地方自治法を精神を活かすものとなりました。「鎌倉に生まれ、鎌倉で生涯を終える喜びを実感できる市民自治のまち」の願いがにじみ出る

議論が後期も続くことでしょう。

とても気持ちよく論点の掘り下げができ、まさしく市民主人公参画の実現です。

生活実感からの 議論が中心

第3グループ 小泉親昂

第3グループは第2期前期の論点に沿った議論を3回にわたって行いました。なるべく全員の発言を保障する運営を心がけましたが、会員それぞれの生活の場の違いなどから、十分に議論を掘り下げられたかどうか心配もありますが、項目ごとに議論はできました。

特に、これまでの市民として生活をしていく中からでた市政への問題提起は具体性があり、なるほどと思える指摘が数多く出されました。ただこれを条文にまとめていくことはなかなか難しいことと感じました。

意見が異なるテーマもいくつかありました。「市民」の定義、職員の評価に関するもの、情報公開の在り方等意見が異なるものがありましたが、最後のまとめでは多数の意見をまとめました。

また条例文としてそのまま載せられるかは今後の議論として、情報公開に関し、市民が情報公開新聞のような

ものをつくったらどうかという提案など、おもしろい提案もありました。

第3グループはすでに市長、職員、行政、等、後期のテーマの論点の議論を始めています。ここでも市民生活から出てくる実体験に基づく意見が出されています。

今後の議論の中で、条例文にどう結びつけていくかさらに議論を重ねていきます。

後期は「議会・コミュニティ」で縦横に話し合う

第4グループ 平倉 誠

前期は自治基本条例の位置づけと、主権者たる市民自身の有り様を規定する作業でしたから、市民メンバー9名からなる第4グループでは徹底した討議を優先し、最終的には「多数決で決める」原則でグループの意向をまとめました。ただし、「多数決で」と言っても、4回の討議を通し挙手で決める事態は1度もありませんでした。これは、議論を特定のメンバー同士がやりとりすることはせず、参加者各自が意見を表明し、それによって論の展開や絞込みができていったからでした。同じことが、論点「住民投票」でも確認されたと思います。すなわち、「多数決で決めるルールを条例の中で規定する」という考え方です。



その他では、「第4Gの資料」として6点17ページ分を討議に持ち込み共有したこと、独自の「進捗点検表」を活用し到達点が目にみえるようにしたこと、の2つの工夫がありました。グループ独自資料は課題の掘り下げに有効ですが、資料の選択にはより努力が必要であろうと思いました。「進捗」についても、前期では論点討議が「結論なるものがどんどん決まっていってしまう、意味を十分理解しきれないうちに先に進んでいくという状況なので、できればいつでも学習し直す場所が欲しい」という意見があったことで、学習を配慮するという課題も残しました。

前期の第4グループの討議結果を振り返って、「ありきたりだ」という意見もありましたが、これは基本条例のなかでも「自治の宣言」にあたる部分ですので、核になる論点だったし、たとえ、ありきたりでもこれから力を発揮すると考えています。

いまからスタートする後期には、前期の結論をもとに条例素案の作成に取り組みますし、議会とのかかわり方や、市民がコミュニティにかかわり、コミュニティが市役

所とかかわるといふときの手続きなどを編み出すのに、十分成果を発揮して行くことが期待できます。

後期は「議会・コミュニティ」で縦横に意見を出し合うこととしたい。

市民と市政をつなぐ 新しい制度の探求

第5グループ 児島 晃

第5グループは総勢10人です。討議は、全員が各自の思いを自由、闊達に述べあうなかで大変活発に行われています。今まで話し合ってきたことの概要と今後の目標をここにご紹介いたします。

1、めざすは、市民による市民のための市政

「自治基本条例の目的」の項で、メンバーの一人からいきなり自治基本条例不要論がとびだしました。これをきっかけにして全員による自治基本条例についての率直な討議が交わされることとなりましたが、大勢は、結論として、「いま市民は、市政がもっと市民の思いが通じる市政になることを願っており、自治基本条例策定の目的は、この市民の願いに応えることである」ということに落ち着きました。

2、市政の最高の規範づくり

国も地方分権一括法や地方自治法を改正し、地方のことは地方に任せる方針を決めました。本来「市政の主人公は市民」です。鎌倉市には市民がつくった「平和都市宣言」と「市民憲章」があり、この理念は明らかにされています。しかしその具体化が不十分であり、自治基本条例の策定は、市政運営の新しい規範をつくり、この具体化を十分はかることをめざすものといえます。このような内容を持つこの条例は、当然、最高の規範性を持つ条例と位置づけられるべきものです。こんなことも話し合っています。

3、市民と市政をつなぐ新しい制度の探求

新しい市民の市政のための規範づくりの中で最も大切なテーマは、市民の意思を行政や議会に正しく反映させる仕組み、制度

づくりです。地域コミュニティのことなど、多くの市民のみなさんから意見をうかがいながら、この大切な課題の答えを探って行きたいと思っています。

自治条例づくりも佳境

第6グループ 松本陽子

いよいよ市民自治条例づくりも佳境に入り後期のスタートです。後期の課題は議会とコミュニティです。前期は市民の位置づけなど抽象的な題材でしたが、後期は具体的な題材です。

議会については、4年に1度の選挙が済むと後は自分が選んだ議員が何をやってい

るのか関心を持ちません。(議員からの働きかけも少ないのですが・・・)鎌倉市では、市議会議員選挙よりは国政選挙の方が、いつも投票率が高い結果がでています。自分達の身近な問題を決めているのは市議会なのです。

あらためて学習しながら議論したいものです。

もう一つの題材のコミュニティ(自治会、町内会)の現状は、女性やお年寄りに役員をお任せにしています。あらためて周囲を見回すといろいろな課題が見えてきます。子育てのこと、介護のこと、防犯のこと、以前は地域で解決していることがたくさんありました。その後、個人主義が進み、他人のことにかかわらないということから現在に至っているように思います。

「市民対話活動」 が本格化しています

<策定支援部会 幸道 and 宏>

策定支援部会では各実行チームの対話活動が、現在、本格的に行われています。自治町内会はもとより事業者やNPO(市民活動団体)更には教育関係機関など各方面に亘って、9つの各実行チームがそれぞれの役割に従って、活発な活動を展開しています。

活動を本格化するなか、第1期活動の期間を7月までとし、7月に集中的に活動を行った結果かなりの成果をあげることが出来ました。しかしその後も8月や9月に説明を聞きたいとの申し込みをいただき、一人でも多くの方々との意見交換に努めるとの基本方針から、部会で検討した結果、期間を9月まで延長することにいたしました。

これからも更に活動を積極的に展開していくことにしております。市民の皆様の一層のご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

実行チームの活動報告

さて、これまで市民対話活動を行って来ましたことについて、活動内容と同時に活動メンバーの方々が感じた事を、ご協力いただきました皆様にご紹介したいと思い、活動メンバーの方々の体験談を感じたままに書いていただきました。その原稿を以下に掲載いたしましたのでご一読いただければと思っております。

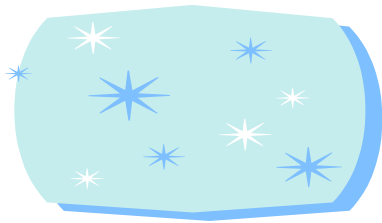
今後、こういった感想や体験談も参考にしながら、更に効果的な市民対話活動を行ってまいりたいと考えておりますが、それに加えて、ご協力いただきました皆様、更にはその他の皆様からのご意見やご感想も頂ければ幸いに存じます。

事前の資料配布が大事

鎌倉チーム 福元 仁

七月五日、十二所町内会定例会(役員

と組長で50名超の方々のご出席)の場を借りて趣旨説明をしました。事前の打ち合わせでは、町内会長さんが大変協力的で、心から感謝しています。当日は、市民会議から三名が出席しましたが、約30分の間に基本的な説明はできたと思っています。出席者も真剣に聞いて下さいました。ただ、突然の当日配布資料による説明ですので、当然のことながら突っ込んだ意見交換は不足だったと思っています。今後の対応については、次の様なことをしたらどうかと思っています。



一点目は資料についてです。町内会長と私の一致した意見だったのですが、(1)資料は、柱だけを一枚の紙にまとめ、それによって説明する。(2)横文字は大変曖昧で誤解しやすいので日本語で表示する。この二つです。

二点目は次回以降の話し合いです。十二所では今後共協力いただけることになっていますが、次の段階をふんで意見交換会を設けたらどうかということです。(1)粗案の時点で一度。(2)それを整理した「最終案」に近い素案の時点で二回目を実施する。このことは、条例制定後も、その推進に理解をいただく芽生えの一つになるかも知れないからです。

三点目は、次回以降の資料の配布についてです。会長の了承を得た上で、事前に我々自身が各役員(関係者)に資料配布することによって、より充実した意見交換ができるのではないかと思います。自治会・町内会は、それぞれ事情や条件が異なりますので、一律にはできませんが無理のない程度で実施してみたらどうかと思っています。市民にとって最も身近なコミュニティとして発展していくことを望みながら……。

思いも寄らず、 対話活動へ

腰越チーム 出川克己

一年半前、市民活動の先輩に誘われて参加した市民会議。仕事を持つ身、気楽にオブザーバー的感覚で全体会議の議論に加わった。これがいけなかったのか。腰越地区からの市民会議参加者が徐々に減り、PI(市民参画)活動担当区域が決まったこの春、私の住む腰越小学校区内は、私ひとり、と聞いて、驚きあせった。マイナーが突然、メジャーで活躍せよということか。

この区域には11の自治会・町内会がある。今までの資料を読み返し、にわか仕立ての知識を持って、身近な町内会長さんにお目にかかったら、政治、宗教、あるいは思想に係わった活動ではないのか、と問い掛けられ、返答に窮し、しどろもどろの応答でなんとか理解を得たという初体験。

隣地の西鎌倉小学校区の心優しきメンバーが、一緒に活動しようという提案に、胸をなでおろし、協力して両地区19自治会・町内会会長へ面談の電話を入れた。会長の方々も忙しく、面談日がなかなか決まらない。「時間がかかる」というのが、実感。

条例策定には、「市民会議の意見だけでなく、多くの市民の声を反映することが不可欠」、「時間がかかっても、市民の共感を得られなければ、条例に実効性が伴わない」と、以前の会議で発言したことに背を押され、7月後半から各会長さんとの懇談が続いている。

会長から地域住民へ、その意見をどの時点で市民会議にフィードバックさせるのか、市内すべての自治会・町内会にアプローチできているのだろうか、という疑問を抱きつつ、私のできる範囲で真摯にPI活動を進めたい。

町内会は市の下請？

大船チーム 津田真人

私は、町内会の役員の経験もあるので、町内会の集まりで自治基本条例の話といたってほとんど反応はないのではないかと、思っていた。だから、その話をするのは大変なことで、腰が引け気味である。4月

の段階で、すでに自分の町内会・山之内瓜ヶ谷町内会ではこの「PI（市民参画）」を経験していた。代表の橋爪さんの話し方が上手だったのか若干ぴんと来ないという雰囲気もあったが、質問などやりとりする中で鎌倉市の問題についての入口付近の話し合いが出来た。近所の顔見知り同士で鎌倉市の仕事などが話題になって話し合いが盛んにできればいいなあ実感した。町内会で集まって自由に話し合うのが一番いいかと思う。話したことが反映される仕組みもあれば最高だなー。

そして、7月7日、戸ヶ崎自治会で2回目の話し合いがあった。ひと通り説明し、早速あった反応は、鎌倉市のゴミ収集の問題で、「葉山町では役所が支給してカラス被害を防ぐ用具を支給しているのに、鎌倉市はやらない、そういう生活上の身近な問題（衛生問題）さえ不十分ではないか」と。つまり、基本条例とかいう前にもっと市民の困っている問題をちゃんとやるのが先決でしょう、という反応と思う。生活しているひとと、基本条例の話との間の距離がかなりある。ますます、このPI（市民参画）活動とかいうのは容易ではない。この隔たった距離を即答で埋めて基本条例を納得してもらおうことができるとは思えない。ついやるうとする意識が働くけど。でも、町内会の集まりで鎌倉市のことについて今後、話し合いが習慣的にできるようになればすごいことではある。町内会長さんからは、「町内会は市の下請けではない、これまでゴミ問題などで行政の下部機関のように使われてきた。この資料に“町内会の位置づけ”ということが書かれているが、町内会と行政の関係でなにか検討するのか」との重要点の質問もあった。

始ったばかりとは言え、重要な意見もすでにだされていて、これをきちんと受け止めてやっていかなければいけない。容易ではないけど。

具体的活動の報告

深沢チーム 追分喜芳



PI（市民参画）活動（4月 山之内）

深沢チームは、6月17日より22日までの間、19の自治・町内会のみなさまにご協力いただき懇談の機会を得ました。手探りで始めたと言っても良い活動ですが、自治・町内会のみなさまの熱心な対応と手前味噌ながらメンバーの努力により、確実に成果を上げています。各団体の貴重なご意見を要約し、次回への端緒とすべき内容を記します。

1．一般市民に対するPI（市民参画）活動について

広報かまくら等で周知したものの、一般市民にはその存在がほとんど認識されていない。市民会議発足後、自治・町内会へは何らのアプローチがなく、現状の策定作業についても報告が届いていない。価値ある意見を少しでも求めるなら事前に情報を伝えておく必要がある。「PI活動」とは何を行うのかわかりにくい、日本語を使用して欲しい。また、今後は必ず事前に資料を配布して欲しい。

他市が行うからではなく、「なぜ今鎌倉市が自治基本条例なのか」を身近な問題でわかりやすく説明して欲しい。短時間で説明を聞いても「さっぱりわからない」。

2．自治基本条例に対する意見

自治基本条例は他の条例に対し上位法である根拠はなにか。

憲法のように、3分の2（改正の発議）のような条文を入れればよい。また、自治基本条例に反する定めは無効と書き込む方法もある。

自治基本条例は理念的になるのではないか、それに基づき個別条例が作られるという柔軟な運用となるのか。

自治基本条例が理念的では困る。

条例に罰則規定がない、強制力を付加すべき。

強制力は、市民が条例を守るべき義務と市長・議員が守るべき義務に反したときどうするかであり、直接の罰則は個別分野かもしれない。

市職員の何十パーセントは市民でなければならない規定を入れる。

分権は本来市が受け皿だが、市民による予算の使い方の良否のチェックだけでなく、監査委員、オンブズマンの機能までの仕組みが要る。

未成熟情報の公開、ルール作成、実施計画、実施段階、検証などの流れのどこへ市民を参加させるのか。

鎌倉市の数百の条例を自治基本条例により見直すよう望む。

【今後の進め方】

✚ 今回、P I 活動で各団体より提示された諸問題（開発、安全歩道、医療、財政など）について、条例の中でどのように反映、機能させるのか議論すべきである。

✚ 2期後期では「コミュニティ」について議論するが、自治・町内会からどんな意見を聴取したらよいかを予めまとめておくその後期に役立つ。現状の自治・町内会の位置づけは、市の下請け的存在で、自治・町内会が対等の立場で討議し、解決していく関係は築かれていない。

✚ 次回P I活動は2期終了後の「素案大綱」の作成後となる。その時は今回のP I活動を参考にして、効率よい日程の決め方、資料の事前配布等を確実にやりたい。

「くらしにどう関係するのか？」という問い掛けに

玉縄チーム 平倉 誠

玉縄地域には9千を超える世帯が在って、自治会・町内会も34ありますから、1町内会を平均すれば、300世帯くらいになるのですが、私の属する植木町内会は古くからの町内会であるためでしょう、1千世帯を擁しています。毎月初めの月例会に組

長さんが50名ほど集まりますが、まずはその場で10分ほど時間をいただき、チームの2名が出向いて、条例化の目的を説明する、月例会では対話形式で意見交換を行うので、日時・場所を追ってお知らせすると約束してくれました。



その場では組長さん方から条例への意見は聞けませんが、あとからお会いして聞いてみますと、

「くらしにどう関係するのか？」条例にしてどれだけそれが力を発揮してくれるのか？」という質問のかたちで意見をお聞きしました。町内会員との対話活動は、もう始まった思いです。

各町内会で説明と意見交換を準備するかたわら、玉縄地域の自治会町内会連合の幹事12名と、こちらも月例の幹事会に時間をさいてもらい説明の機会をいただきました。当初7月に予定していたのですが、幹事会の都合でひと月遅れましたので、個別の町内会・自治会での説明ないし説明と意見交換よりも後になってしまいました。

玉縄チームから5名が出向き、20分の時間をもらいましたが、ニュースレターを資料に説明が10分、質疑が3件ほどで10分という運びになりました。

連合会の幹事さん方ですので、予備知識のおありの方もあって条例化の目的はよく理解していただけました。むしろ、「条例素案なりがまだ無い段階で意見交換が十分うまくいくのか？」とか「34の町内会にうまく説明できるのか？」といった問いがありました。玉

策定支援部会として意見聴取するのは条例化の進行に合わせ2度3度おこないますと答えたものの、率直に言って対話活動ができるのは、1ないし2%くらいの数百名に留まるでしょうが、大切な活動であることを感じました。

教育文化分野と

自治基本条例

教育文化チーム 大窪瑞磨

自治基本条例を作る市民会議に参加してはやくも二年近くになろうとしている。現状の認識と問題提起を主体とした前期を経て、具体的に条文を作り上げてゆく後期の活動に入り、参加者の発言にも抽象論的なものより現実的な発言に移行し、会議の空気もそれなりに緊張感が増してきたところである。そういった後期の活動の一環として、各方面へのより活発な広報活動を開始して、「教育や文化」関係者へ市民会議の活動の広報と、意見をまとめてより市民感覚を網羅した具体的な条文づくりに生かすことになった。

たまたま私が鎌倉美術家協会に所属しているの、策定支援部会教育文化担当として参加することになった。

いろいろ対策を考えてみたが、自分の足元から開始するのが現実的と考え、7月始めに芸術館で恒例の展覧会が開催されるその機会を生かしてみようということになった。

当日当番のFさんと一緒になった。平素余り会話をすることも無かったが、一人でも多くの人に広報しようとしていたので自治基本条例のことについて積極的に説明した。Fさんは教育に携わっており、絵も教えているとの事。はからずしも最初から教育と文化両面で活動している人と接触する

ことが出来た。以前からすると休日も少なく労働条件も悪くなり、父兄との板ばさみになって苦しんでいる教師達。精神的なゆとりの無い環境でよい教育が出来るか大いに問題がある等教育現場でのほなしを聞くことが出来た。Fさんにとっては子供達と絵を描くことが心の支えになっているようである。

そこでこのように問題意識をもった人を大事にしておきたいと思い、継続的にアンケートの回答者になってもらう様お願いした。更にこのような人には市民活動にも参加してもらえようようにしたら良いのではないかと考えている。

またこのような個人に対する広報活動の一方で、組織を通じてもっと多くの会員に広報しようと思い、美術家協会の役員に機会をもらって会員に対する説明会を実施したいと申し出たところ、「政治的な話」はふさわしくないとの事で断られた。その役員感覚には大いに違和感を持つところであるが、文化的に生きる人が、何故この自治基本条例が必要であるかよく理解し、好意的かということ必ずしも個人と組織とではそうでない一面があることが現実的に体験できた。

今後はそういった面も考えてきめ細かい展開が必要であると認識した。私のつたない経験からすると、出来るだけ「沢山の個人」への接触が今後とも有効かもしれないと思える。

ここでは市民の皆さんからの投稿を掲載します

「自治基本条例」に期待すること

三嶋桂子

青少年指導員（以後「青指」と略す）として活動して4年、多くの子どもたちの現状を踏まえ、感じることをまとめてみようと思う。

私が小学生だった頃、地域の手の届くところに空き地が余るほどあった。場所があれば人が集まり、子どもながらにルールを作り様々な遊びがそこにあった。大人の顔も時折あった。

昨年、青指30名程で、地域における青少年育成に関わる課題、問題点というテーマで話し合った。要約すると次の通りだ。子ども同士群れて遊ぶ場所と時間がない、地域の大

人たちと触れ合いが少ない、中高生が友人と交流したりのびのびと運動できる場が少ない、等だ。ここ鎌倉は自然が豊かで、高台から見ると街が緑に包まれている、美しい市である。この土地が気に入って移住してくる家族は少なくない。よく聞かれる話だが、未就園児でさえ自分の家の前で遊んでいると近所からうるさがられ、中へ中への環境が整ってしまう。まして小中学生はなおさらである。

中高生は様々なストレスを抱えることも少なくない。文化部に入った子も体を動かしたいときがあるし、運動部の子だって部活のない日や引退後は体を動かしたくなるときがある。残念ながら今、鎌倉市には満足できる場所がなく、子どもたちは、他市の施設を利用するか、ただひたすら走ったりしているのが現状だ。

今こそ行政と市民が手を結び、協働して、子どもたちが思い切り体を動かせる場、人の触れ合いができる場づくりをする時ではないだろうか。できれば、放課後利用できるように各行政区ごとに一つは欲しいものだ。財政難であっても工夫すれば実現できることがあるはずだ。例えば、地域の方で私有地を提供してくださる方を募り、提供があったら公園として活用し、さらに公園ボランティアを募り掃除等を担う。そんな風に市民の協力を得ながら実現していく仕組みづくりが欲しい。また、市の緑化政策がその主旨をふまえて市民に活かされているのか、チェック体制もしっかりして欲しい。

大船に対話という名の像がある。これから街にいかに対話が増えるか私たち大人の手にかかっている。市民にとって本当の意味で潤いのある街づくりのために、自治基本条例に期待すると同時に、皆で行動に移していく時期に来ているのではないだろうか。

お知らせ 市民の皆様、是非ご参加ください。

< 市民会議フォーラム >

平成19年10月26日(金)午後6時半より9時まで

場 所 鎌倉生涯学習センターホール

テーマ 自治基本条例でまちをかえよう

「素案大綱の骨子」を報告し、参加者と意見交換を行います。

コメンテーターは、中央大学法学部教授 磯崎初仁先生です。

次号及びホームページにて詳細をお届けしますが、今から皆様の予定に入れておいて下さい。

* 市民の皆様からの投稿を募集しています。お所、お名前を添えてお送りください。

< 投稿先 > 鎌倉市役所 経営企画課

FAX : 0467 - 23 - 8700 「経営企画課」

* 課名を必ず明記してください。

E-Mail : keiki@city.kamakura.kanagawa.jp



発行：鎌倉市自治基本条例策定市民会議

代表：橋爪幸臣

ホームページ <http://www.kcn-net.org/jichi/>

編集人：狩谷 健

連絡先：鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで

電話：0467-23-3000(内線 2215)